

# 鳥取県公報

昭和毎週火、金曜日発行(但休日に当る日)

(日)

## 鳥取県告示第四百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条  
第一項又は第二項の規定により、次のように保安林の  
指定を解除する。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石破二朗

### (一) 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二、一六四一四四九

(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

砂丘休憩所敷地とするため

ひな白痢検査の実施

道路の位置の指定

選挙管理委員会の招集

◆公告 証票の無効

二〇

解除に係る保安林の所在場所

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて総覽に供する。)

登録番号	年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
米振第一〇四号	昭三九、一六、一	多々納吉之助	びつくり屋	米子市加茂町一の一	米子市東倉吉町二八
米振第一〇五号	昭三九、一六、一	清水アサ子	更	加茂町一の六	住所に同じ
米振第一〇六号	昭三九、一六、一	坂根春子	丸	米原一、四九五	
米振第一〇七号	昭三九、一六、一	細見幸	うろ	中町一五の四	
米振第一〇八号	昭三九、一六、一	綾部正大	恵	西町三六	
米振第一〇九号	昭三九、一六、一	野沢貞子	の	朝日町一六	
米振第一一二号	昭三九、一六、一	西山行栄	上	朝日町四六	
米振第一一〇号	昭三九、一六、一	安丸信男	末	尾高町一三	
米振第一一一号	昭三九、一六、一	池淵寿子	登	東倉吉町四一	
米振第一一三号	昭三九、一六、一	松本寿美子	松	西倉吉町五九	
米振第一一四号	昭三九、一六、一	善積清子	す	東倉吉町一三一	
米振第一一五号	昭三九、一六、一	矢野トヨ	矢	尾高町一三一	
米振第一一六号	昭三九、一六、一	梅林教英	丸	朝日町四六	
米振第一一七号	昭三九、一六、一	谷野仁郎	とんちやん	西倉吉町一五	
米振第一一八号	昭三九、一六、一	山脇正子	あさひ	角盤町三の八四	米子市西倉吉町二二
高塚弥三助	昭三九、一六、一	天狗寿	し	朝日町六五	西倉吉町八五
高塚弥三助	昭三九、一六、一	天狗寿	し	東倉吉町三二	住所に同じ

鳥取市賀露町字田浜一、七五七一二九六

(次の図に示する部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

## (三) 解除の理由

指定理由の消滅

('次の図'は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## (一) 解除に係る保安林の所在場所

米子市上福原字北浜新田ノ参一八二〇一一、一八二

〇一六一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)字北浜沖開一七九八一一〇、字北浜新田ノ三一八二〇一六五、一八二〇一六六、字北浜新田ノ参一八二〇一五七

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

## (三) 解除の理由

米子市都市計画に係る皆生温泉土地区画整理事業に

伴う道路等の敷地とするため  
 ('次の図'は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第四百七十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)

第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石破二朗

00024

5 昭和39年8月7日 金曜日 鳥取県公報 第3554号 (第3種郵便物認可)

第一二〇号	遠藤 夏子
第一二一號	松本 定吉
第一二二號	小野 雪枝
第一二三號	食 松
第一二四號	田中 清 清
第一二五號	岡田よし子 祇園寿し
第一二六號	野口 重子 ま る み
第一二七號	藤原 艶子 コトブキ 扇
第一二八號	柿田 弘治 柿
第一二九號	大槻のぶ子 乃
第一三〇號	金山 静子 金
第一三一號	内田 浅子 松 露
第一三二號	内田健二朗 うらく 荘
第一三三號	藤繩 佑平 グリル 大山
第一三四號	谷村 直子 福 寿 司
第一三五號	松田勝太郎 赤 欄 干
第一三六號	井田 茂 県職員組合西部事業部
第一三七號	皆生 一、九六三
第一三八號	足羽 歳子 江戸ツ子
第一三九號	西田 とよ 丸
第一四〇號	中島 静枝 江戸勝寿司
第一四一號	岡本 鹿子 生
第一四二號	織田かめの 松 風
第一四三號	中村 ヌイ 中 村 駒 閣
第一四四號	長谷川秀雄 後藤工場職員宿泊所
第一四五號	枝松喜代子 皆 生
第一四六號	安田ふさの 幸 樂 園 荘
第一四七號	皆生温泉ヘルスランド
第一四八號	伊坂 定吉 東 光 園
第一四九號	谷口 好友 みくに 家
第一五〇號	佐香 博美 玉 仙
第一五一號	宇田川ユキノ鶴の湯本館
第一五二號	末次忠太郎 なぎさ
第一五三號	福元 ヤス 松 月
第一五四號	坂本幸之助 幸 明
第一五五號	吉岡 正人 小
第一五六號	松 庄 月
第一五七號	未広町一六
第一五八號	塩町三四
第一五九號	角盤町四の二〇
第一六〇號	皆生二、一二五
第一六一號	東町六四
第一六二號	皆生二、〇二六
第一六三號	一、九八五ノ二
第一六四號	二、二二五
第一六五號	一、九七二
第一六六號	二、一五五
第一六七號	二、〇一三
第一六八號	二、八七二
第一六九號	二、〇五五
第一七〇號	二、〇三五
第一七一號	一、九六九

00023

昭和39年8月7日 金曜日 鳥取県公報 第3554号 (第3種郵便物認可) 4

第一二〇号	遠藤 夏子
第一二一號	松本 定吉
第一二二號	小野 雪枝
第一二三號	食 松
第一二四號	田中 清 清
第一二五號	岡田よし子 祇園寿し
第一二六號	野口 重子 ま る み
第一二七號	藤原 艶子 コトブキ 扇
第一二八號	柿田 弘治 柿
第一二九號	大槻のぶ子 乃
第一三〇號	金山 静子 金
第一三一號	内田 浅子 松 露
第一三二號	内田健二朗 うらく 荘
第一三三號	藤繩 佑平 グリル 大山
第一三四號	谷村 直子 福 寿 司
第一三五號	松田勝太郎 赤 欄 干
第一三六號	井田 茂 県職員組合西部事業部
第一三七號	皆生 一、九六三
第一三八號	足羽 歳子 江戸ツ子
第一三九號	西田 とよ 丸
第一四〇號	中島 静枝 江戸勝寿司
第一四一號	岡本 鹿子 生
第一四二號	織田かめの 松 風
第一四三號	中村 ヌイ 中 村 駒 閣
第一四四號	長谷川秀雄 後藤工場職員宿泊所
第一四五號	枝松喜代子 皆 生
第一四五號	安田ふさの 幸 樂 園 荘
第一四五號	皆生温泉ヘルスランド
第一四五號	伊坂 定吉 東 光 園
第一四五號	谷口 好友 みくに 家
第一四五號	佐香 博美 玉 仙
第一四五號	宇田川ユキノ鶴の湯本館
第一四五號	末次忠太郎 なぎさ
第一四五號	福元 ヤス 松 月
第一四五號	坂本幸之助 幸 明
第一四五號	吉岡 正人 小
第一四五號	松 庄 月
第一四五號	未広町一六
第一四五號	塩町三四
第一四五號	角盤町四の二〇
第一四五號	皆生二、一二五
第一四五號	東町六四
第一四五號	皆生二、〇二六
第一四五號	一、九八五ノ二
第一四五號	二、二二五
第一四五號	一、九七二
第一四五號	二、一五五
第一四五號	二、〇一三
第一四五號	二、八七二
第一四五號	二、〇五五
第一四五號	二、〇三五
第一四五號	一、九六九

米子市東倉吉町三一  
住所に同じ米子市東倉吉町三一  
住所に同じ道笑町一の三四  
万能町七二  
道笑町二の九三  
明治町二二の一  
祇園町一の六〇  
西倉吉町五九  
西倉吉町八

米子市西倉吉町三一



00027

昭和39年8月7日 金曜日 鳥取県公報 第3554号

ので、同法同条第四項の規定により、次のように縦覽に供する。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覽に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び規約の写し

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 縦覽に供する期間  
昭和三十九年八月十一日から二十日間

昭和三十九年八月十一日から二十日間とする。

三 縦覽に供する場所  
青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十六号

昭和三十九年六月十日付けで上光土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（かんがい排水）

鳥取県告示第四百七十七号

鳥取市横枕 本多照夫ほか二十八人の者から申請のあ

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 縦覽期間  
昭和三十九年八月十一日から二十日間とする。

二 縦覽場所  
氣高郡氣高町大字上光 上光土地改良区事務所

事業については、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覽に供する。

つた数人が共同して行なう土地改良（農道）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年八月七日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百七十八号

鳥取市紙子谷六三 福田辰太郎ほか二十九人の者から

申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（かんがい排水）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年八月七日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百七十九号

湖東大浜土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（畑地かんがい）は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十九年八月七日認可した。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百八十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ひな白痢検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき鶏の所有者に對して検査を受けることを命ずる。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防ため

二 實施の区域 別表のとおり

00030

11 昭和39年8月7日 金曜日 鳥取県公報 第3554号 (第3種郵便物可)

七米子市道笑町三丁目二番地	申請人の住所氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
中 嶋 芳 次	米子市道笑町三丁目二番地	米子市立町三丁目四番地	四四九八八番一三二五ののの部
小 川 登 久 能	米子市道笑町三丁目二番地	米子市両三柳字小左衛門開市庵道西一、二二一番一の一部二〇番の一部	四四九八八番一三二五ののの部
		八東町	幅員 (一部) 五メートル (一部) 七メートル
		河原町	延長 二メートル

## 鳥取県告示第四百八十一号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年八月三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十九年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00029

昭和39年8月7日 金曜日 鳥取県公報 第3554号 (第3種郵便物可) 10

別表	ひな白痢検査	実施期日	実施区域	実施場所	各種鶏場巡回
		八月 十一日	鳥取市	国府町	二十六日 岩美町
		十二日			二十七日 青谷町
		十七日			
		十八日			
		十九日			
		二十日			
		二十一日			
		二十二日			
		二十四日	鹿野町	青谷町	
		二十一日	鳥取市	國府町	二十八日 岩取市
		二十二日			二十九日 国府町
		二十三日			三十一日 二日
		二十四日			三日
		二十五日			四日
		二十六日			五日
		二十七日			六日
		二十八日			七日
		二十九日			八日
		三十日			九月 一日
		三十一日			二日
		三十二日			三日
		三十三日			四日
		三十四日			五日
		三十五日			六日
		三十六日			七日
		三十七日			八日
		三十八日			九日
		三十九日			十日
		四十日			十一日
		四十一日			十二日
		四十二日			十三日
		四十三日			十四日
		四十四日			十五日
		四十五日			十六日
		四十六日			十七日
		四十七日			十八日
		四十八日			十九日
		四十九日			二十日
		五十日			二十一日
		五十一日			二十二日
		五十二日			二十三日
		五十三日			二十四日
		五十四日			二十五日
		五十五日			二十六日
		五十六日			二十七日
		五十七日			二十八日
		五十八日			二十九日
		五十九日			三十日
		六十日			一一日
		六十一日			一二日
		六十二日			一三日
		六十三日			一四日
		六十四日			一五日
		六十五日			一六日
		六十六日			一七日
		六十七日			一八日
		六十八日			一九日
		六十九日			二〇日
		七十日			二一日
		七十一日			二二日
		七十二日			二三日
		七十三日			二四日
		七十四日			二五日
		七十五日			二六日
		七十六日			二七日
		七十七日			二八日
		七十八日			二九日
		七十九日			二〇日
		八十日			二一一日
		八十一日			二二二日
		八十二日			二三三日
		八十三日			二四四日
		八十四日			二五五日
		八十五日			二六六日
		八十六日			二七七日
		八十七日			二八八日
		八十八日			二九九日
		八十九日			二〇〇日
		九十日			二一〇日
		九十一日			二二〇日
		九十二日			二三〇日
		九十三日			二四〇日
		九十四日			二五〇日
		九十五日			二六〇日
		九十六日			二七〇日
		九十七日			二八〇日
		九十八日			二九〇日
		九十九日			二〇〇日
		一百日			二一〇日
		一百一十日			二二〇日
		一百二十一日			二三〇日
		一百三十二日			二四〇日
		一百四十三日			二五〇日
		一百五十四日			二六〇日
		一百六十五日			二七〇日
		一百七十六日			二八〇日
		一百八十七日			二九〇日
		一百九十八日			二〇〇日
		二百零九日			二一〇日
		二百一十日			二二〇日
		二百一十一日			二三〇日
		二百一十二日			二四〇日
		二百一十三日			二五〇日
		二百一十四日			二六〇日
		二百一十五日			二七〇日
		二百一十六日			二八〇日
		二百一十七日			二九〇日
		二百一十八日			二〇〇日
		二百一十九日			二一〇日
		二百二十日			二二〇日
		二百二十一日			二三〇日
		二百二十二日			二四〇日
		二百二十三日			二五〇日
		二百二十四日			二六〇日
		二百二十五日			二七〇日
		二百二十六日			二八〇日
		二百二十七日			二九〇日
		二百二十八日			二〇〇日
		二百二十九日			二一〇日
		二百三十日			二二〇日
		二百三十一日			二三〇日
		二百三十二日			二四〇日
		二百三十三日			二五〇日
		二百三十四日			二六〇日
		二百三十五日			二七〇日
		二百三十六日			二八〇日
		二百三十七日			二九〇日
		二百三十八日			二〇〇日
		二百三十九日			二一〇日
		二百四十日			二二〇日
		二百四十一日			二三〇日
		二百四十二日			二四〇日
		二百四十三日			二五〇日
		二百四十四日			二六〇日
		二百四十五日			二七〇日
		二百四十六日			二八〇日
		二百四十七日			二九〇日
		二百四十八日			二〇〇日
		二百四十九日			二一〇日
		二百五十日			二二〇日
		二百五十一日			二三〇日
		二百五十二日			二四〇日
		二百五十三日			二五〇日
		二百五十四日			二六〇日
		二百五十五日			二七〇日
		二百五十六日			二八〇日
		二百五十七日			二九〇日
		二百五十八日			二〇〇日
		二百五十九日			二一〇日
		二百六十日			二二〇日
		二百六十一日			二三〇日
		二百六十二日			二四〇日
		二百六十三日			二五〇日
		二百六十四日			二六〇日
		二百六十五日			二七〇日
		二百六十六日			二八〇日
		二百六十七日			二九〇日
		二百六十八日			二〇〇日
		二百六十九日			二一〇日
		二百七十日			二二〇日
		二百七十一日			二三〇日
		二百七十二日			二四〇日
		二百七十三日			二五〇日
		二百七十四日			二六〇日
		二百七十五日			二七〇日
		二百七十六日			二八〇日
		二百七十七日			二九〇日
		二百七十八日			二〇〇日
		二百七十九日			二一〇日
		二百八十日			二二〇日
		二百八十一日			二三〇日
		二百八十二日			二四〇日
		二百八十三日			二五〇日
		二百八十四日			二六〇日
		二百八十五日			二七〇日
		二百八十六日			二八〇日
		二百八十七日			二九〇日
		二百八十八日			二〇〇日
		二百八十九日			二一〇日
		二百九十日			二二〇日
		二百九十一日			二三〇日
		二百九十二日			二四〇日
		二百九十三日			二五〇日
		二百九十四日			二六〇日
		二百九十五日			二七〇日
		二百九十六日			二八〇日
		二百九十七日			二九〇日
		二百九十八日			二〇〇日
		二百九十九日			二一〇日
		三百〇〇日			二二〇日
		三百〇一日			二三〇日
		三百〇二日			二四〇日
		三百〇三日			二五〇日
		三百〇四日			二六〇日
		三百〇五日			二七〇日
		三百〇六日			二八〇日
		三百〇七日			二九〇日
		三百〇八日			二〇〇日
		三百〇九日			二一〇日
		三百〇一〇日			二二〇日
		三百〇一一日			二三〇日
		三百〇一二日			二四〇日
		三百〇一三日			二五〇日
		三百〇一四日			二六〇日
		三百〇一五日			二七〇日
		三百〇一六日			二八〇日
		三百〇一七日			二九〇日
		三百〇一八日			二〇〇日
		三百〇一九日			二一〇日
		三百〇二〇日			二二〇日
		三百〇二一〇日			二三〇日
		三百〇二二〇日			二四〇日
		三百〇二三〇日			二五〇日
		三百〇二四〇日			二六〇日
		三百〇二五〇日			二七〇日
		三百〇二六〇日			二八〇日
		三百〇二七〇日			二九〇日
		三百〇二八〇日			二〇〇日
		三百〇二九〇日			二一〇日
		三百〇二一〇〇日			二二〇日
		三百〇二二〇〇日			二三〇日
		三百〇二三〇〇日			二四〇日
		三百〇二四〇〇日			二五〇日
		三百〇二五〇〇日			二六〇日
		三百〇二六〇〇日			二七〇日
		三百〇二七〇〇日			二八〇日
		三百〇二八〇〇日			二九〇日
		三百〇二九〇〇日			二〇〇日
		三百〇二一〇〇〇日			二一〇日
		三百〇二二〇〇〇日			二二〇日
		三百〇二三〇〇〇日			二三〇日
		三百〇二四〇〇〇日			二四〇日
		三百〇二五〇〇〇日			二五〇日
		三百〇二六〇〇〇日			二六〇日
		三百〇二七〇〇〇日			二七〇日
		三百〇二八〇〇〇日			二八〇日
		三百〇二九〇〇〇日			二九〇日
		三百〇二一〇〇〇〇日			二〇〇日
		三百〇二二〇〇〇〇日			二一〇日
		三百〇二三〇〇〇〇日			二二〇日
		三百〇二四〇〇〇〇日			二三〇日
		三百〇二五〇〇〇〇日			二四〇日
		三百〇二六〇〇〇〇日			二五〇日
		三百〇二七〇〇〇〇日			二六〇日
		三百〇二八〇〇〇〇日			二七〇日
		三百〇二九〇〇〇〇日			二八〇日
		三百〇二一〇〇〇〇〇日			二九〇日
		三百〇二二〇〇〇〇〇日			二〇〇日
		三百〇二三〇〇〇〇〇日			二一〇日
		三百〇二四〇〇〇〇〇日			二二〇日</

八五五番の1部  
五〇〇番四  
四九番八の1部  
四九番一の1部

幅員 四メートル  
延長 11111・九八メートル

### 選舉管理委員会告示

公 告

#### 鳥取県選舉管理委員会告示第十七号

昭和三十九年第五回鳥取県選舉管理委員会を次のとおり  
招集する。

昭和三十九年八月七日

鳥取県選舉管理委員会委員長 加藤 起治

一日時 昭和三十九年八月十日 午前十一時

二 場所 鳥取市吉方11110 口曳莊

三 議題 鳥取海区漁業調整委員会公團の選舉の結果を  
ついて

昭和四年四月十五日第三種郵便物規 実行 日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町1丁目  
所 鳥取県鳥取市栗谷町印  
印 1部 価格 110円(送配料共)